

第1章 立地適正化計画について

1-1 背景と目的

全国的な急激な人口減少、少子高齢化の進行、市街地においては拡散した低密度な市街地の発生を背景に、誰もが安心できる健康で快適な生活環境の実現、財政面及び経済面からみて持続可能な都市経営を行うことが大きな課題となっています。

このような背景を踏まえ、「都市機能を集約したコンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」を基本とした都市再生特別措置法の一部改正が平成 26 (2014)年 8 月に施行され、従来の都市構造からコンパクトな都市構造への転換を目指した取組が全国的に進められています。

新宮町(以下、「本町」という。)においても、将来的な人口減少、少子高齢化等の社会構造の変化に対応する持続可能な都市経営を目指すとともに、戦略的なコンパクト・プラス・ネットワークの都市の構築により本町の魅力と活力の維持・向上を図ります。

1-2 立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、市町村の都市計画マスタープランの高度化版とみなされます。

立地適正化計画では、都市づくりの基本的な方針を定め、都市機能や居住を誘導する区域(都市機能誘導区域・居住誘導区域)の設定を行うとともに、他の関連計画と連動しながら、誘導区域に居住や必要な施設を誘導するための施策について検討を行います。

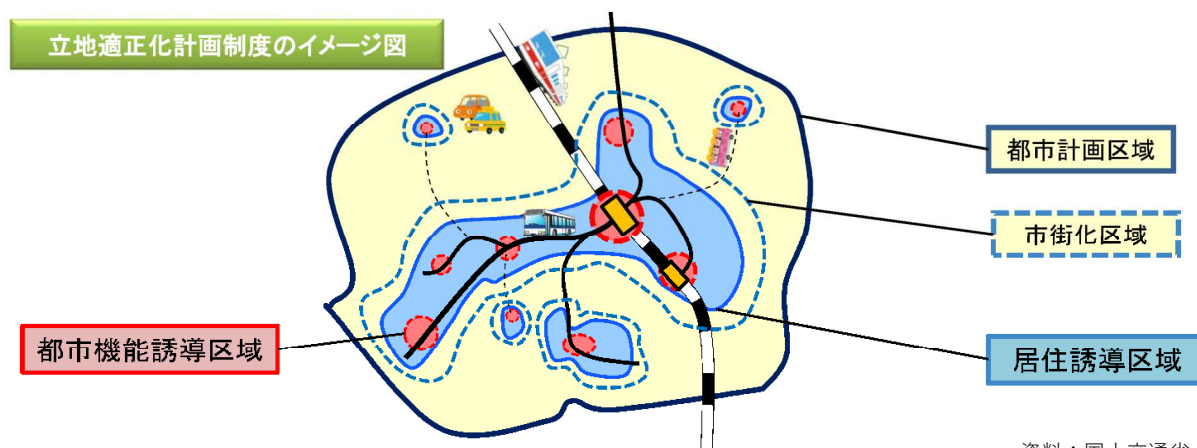


図 立地適正化計画で定める区域のイメージ

1-3 計画の位置付け、計画期間

立地適正化計画(以下、「本計画」という。)は、福岡県が策定する「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び、本町が策定する「第6次新宮町総合計画」に即し、本町の都市づくりに関わる関連計画と連携して定めます。

本計画は、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ検討することとし、計画期間は 10 年後の令和 15 (2033)年度とします。また、概ね 5 年ごとに各評価指標により効果の検証を行うことを基本とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

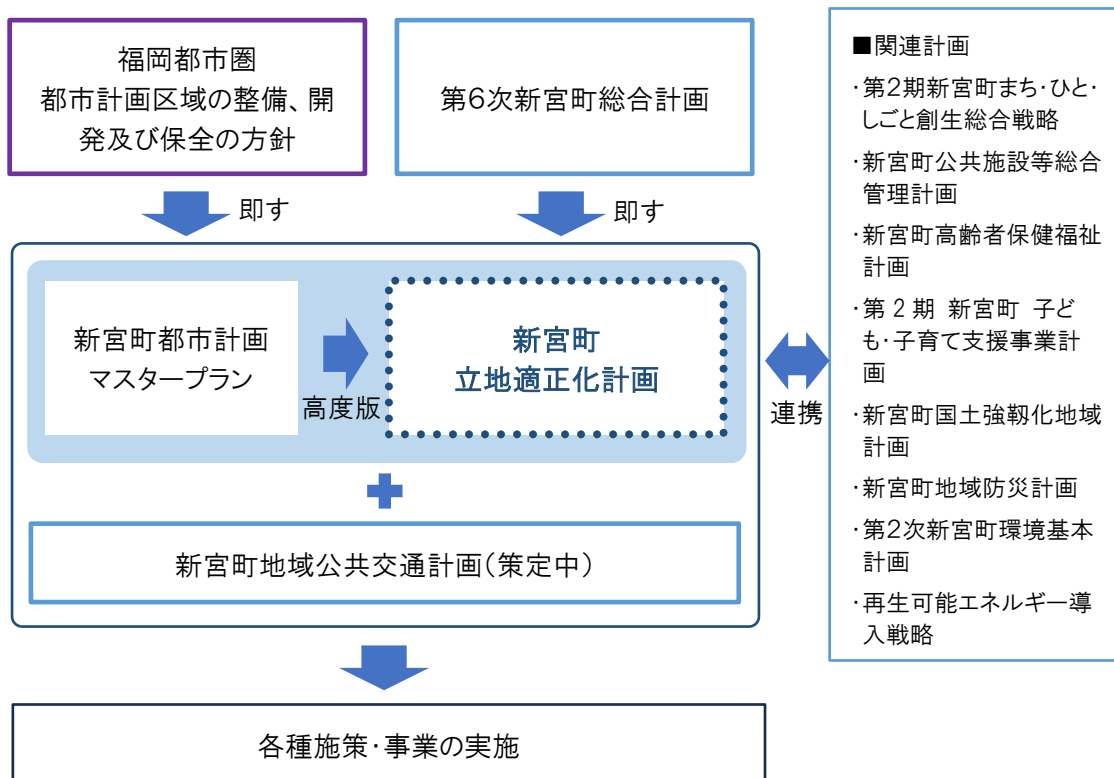


図 計画の位置付け

1-4 計画の構成

本計画【本編】では、課題の分析からまちづくりの基本方針及び目指すべき都市の骨格構造を設定[第2章、第3章]します。そして、町全体の防災・減災のまちづくりに向けた取組等[第4章]を踏まえつつ、立地適正化計画で定めることとされている誘導区域や誘導施設、誘導施策、目標値等[第5章、第6章、第7章]を設定します。

また、課題の分析に当たって、上位・関連計画や本町の現況等を整理したものを【資料編】としてまとめています。

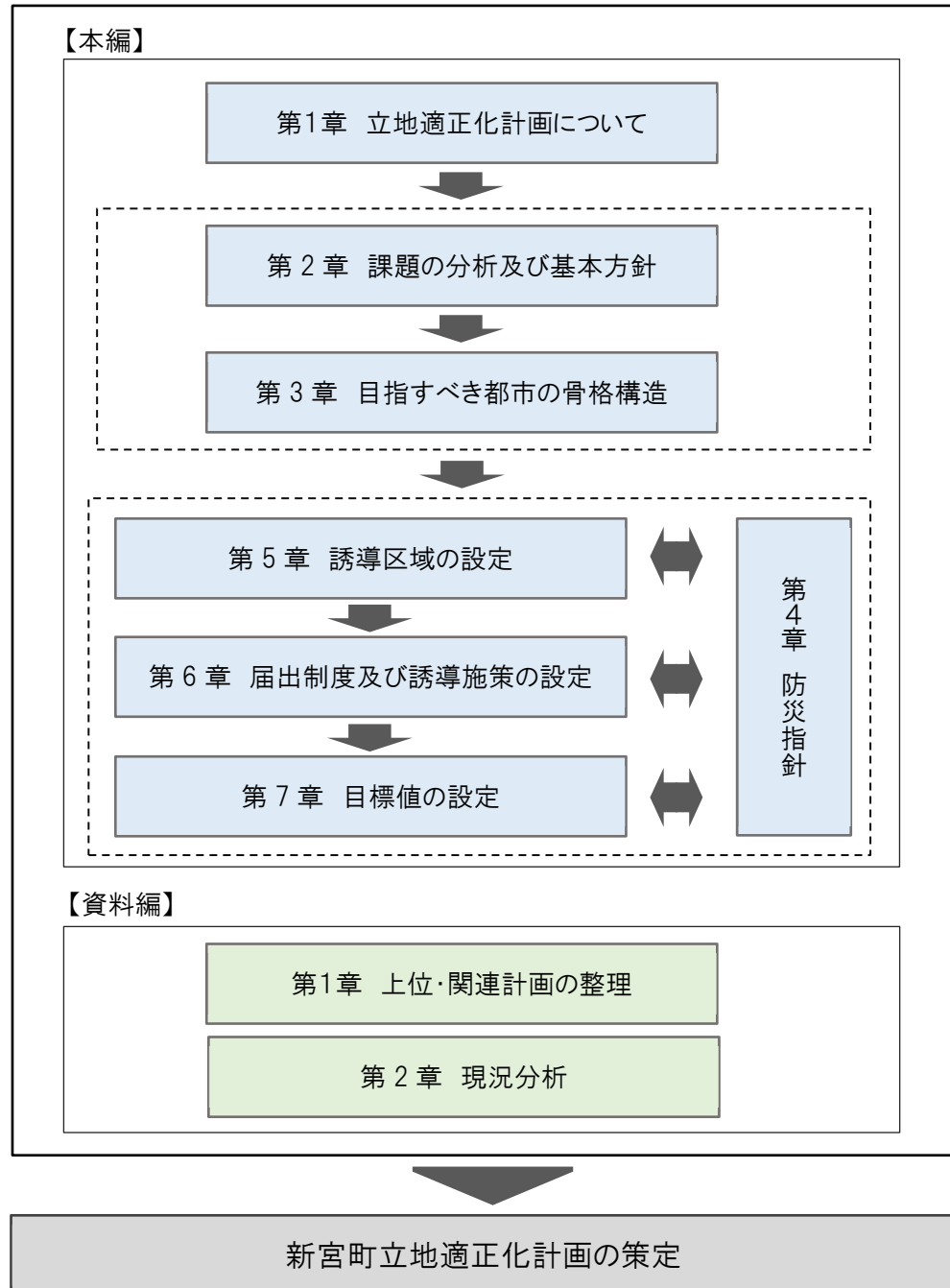


図 計画の構成